

平成 28 年 9 月

大東市議会

定例月議会議案

(追加)

提出

平成 28 年 9 月 27 日

印刷物番号
28-45

報告第 11 号

平成 27 年度決算における健全化判断比率について

平成 27 年度決算における健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 28 年 9 月 27 日提出

大東市長 東 坂 浩一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条に基づく健全化判断比率について

(単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.16)	— (17.16)	3.6 (25.0)	— (350.0)

※実質赤字比率および連結実質赤字比率については赤字額がないため、また、将来負担比率については算出されないため、「—」と表している。

※ () 内は、本市における早期健全化基準である。